（別紙）

交付条件

１　活動組織は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第　　１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令　第２５５号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成３０年３月３０日２９林政政第８９３号農林水産事務次官依命通知、以下「交付等要綱」という。）、里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領（令和７年３月３１日付け６林整森第２６６号林野庁長官通知）、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業実施要領（平成２９年４月１４日付け自環第５８号環境森林部長通知）、里山林活性化による多面的機能発揮対策事業交付金交付要領（平成２９年４月１４日付け自環第５８号環境森林部長通知）、公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成２５年８月１日施行）及び公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金交付要領（平成２５年８月１日施行）に従わなければならない。

２　対象活動の不適合等

（１）活動組織の活動が活動計画の内容に沿わないと公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構理事長（以下「機構理事長」という。）が認めた場合は、活動組織は交付された本交付金の全部又は一部を活動開始年度に遡って返還しなければならない。ただし、対象森林の減少が伴う場合は、３の規定によることができる。

（２）本交付金が、計画された活動の実施以外の目的に使用されていると機構理事長が認めた場合は、活動組織は、計画された活動の実施以外の目的に支出された交付額に相当する金額を返還しなければならない。

３　転用による対象森林面積の減少

　実施要領及び県実施要領の運用に基づき協定を結んだ対象森林について、森林以外の用途に転用（本交付金の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、本交付金の活動森林等が森林以外の用途へ転用される場合を含む）する行為又は活動森林等の立木竹の全面伐採除去を行う行為並びにその他本交付金の目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ機構理事長に届け出るとともに、当該対象森林部分に相当する交付金を遡って返還しなければならない。

４　活動組織は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産について、当該財産を適正に管理運営しなければならない。

５　活動組織は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した各事業主体について、次の条件に従わなければならない。

（１）活動組織は、交付事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

（２）活動組織は、実績報告の提出後に消費税の申告により上記の事業主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（１）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を（交付要綱別記様式第８号）により速やかに機構理事長に報告するとともに、機構理事長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

　 また、活動組織は、上記の事業主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、機構理事長の指示に従い、その状況等について同様式により機構理事長に報告しなければならない。